

令和3年(ネ)第348号九州電力玄海原子力発電所運転差止,玄海原子力発電所
3号機運転差止請求控訴事件
控訴人 石丸ハツミ 外
被控訴人 九州電力株式会社

控訴審準備書面1

(避難計画)

令和4年4月13日

福岡高等裁判所 第3民事部 御中

| | | | | | |
|--------------|---|---|---|----|---|
| 被控訴人訴訟代理人弁護士 | 山 | 内 | 喜 | 明 |  |
| 同 | 永 | 原 | | 豪 |  |
| 同 | 熊 | 谷 | 善 | 昭 |  |
| 同 | 家 | 永 | 由 | 佳里 |  |
| 同 | 恩 | 穂 | 井 | 達也 |  |
| 同 | 池 | 田 | 早 | 織 |  |
| 同 | 南 | 川 | 克 | 博 |  |
| 同 | 渡 | 邊 | 洋 | 祐 |  |
| 同 | 江 | 口 | 元 | 希 |  |

目 次

| | | |
|-----|-----------------------------------|----|
| 第 1 | はじめに | 3 |
| 第 2 | 原子力防災の概要 | 3 |
| 1 | 原子力防災に係る法令及びそれに基づいて作成される諸計画 | 3 |
| 2 | 避難計画に関する国の関与，支援について | 7 |
| 第 3 | 被控訴人の原子力事業者防災業務計画..... | 10 |
| 1 | 防災体制 | 10 |
| 2 | 原子力災害予防対策の実施 | 14 |
| 3 | 緊急事態応急対策等の実施 | 17 |
| 4 | 原子力災害事後対策の実施 | 20 |
| 5 | 他の原子力事業者への協力 | 21 |
| 6 | 小括 | 21 |
| 第 4 | 玄海地域の緊急時対応について | 22 |
| 1 | 玄海地域の緊急時対応の内容..... | 22 |
| 2 | 緊急時対応の改善・充実に向けた取り組み | 40 |
| 3 | 避難計画の充実に向けた被控訴人の取り組み | 45 |
| 第 5 | まとめ | 47 |

第1 はじめに

控訴人らは、その準備書面（2）において、本件原子力発電所を対象とした避難計画には不備があり、控訴人らの人格権に侵害の危険性がある旨主張する。

本件原子力発電所は、これまで述べてきたとおり、その安全確保対策により放射性物質が周辺環境に異常に放出される事態の発生は考えられないが、被控訴人は、国及び地方自治体と連携して万が一の事態に備えて、原子力防災の対策も講じている。

本書面においては、以下「第2」において、原子力防災の概要として、原子力防災に係る関係法令（災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法（以下、「原災法」という。））や防災計画、国の行政機関による支援等について述べ、「第3」において、被控訴人が玄海原子力発電所原子力事業者防災業務計画【乙284】を策定し、国及び地方自治体等と連携を図りながら、原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策等を行うこととしていること、さらに「第4」において、玄海地域の避難計画を含む緊急時対応の概要を述べ、その内容が具体的かつ合理的な内容であること、また、国、地方自治体及び被控訴人において、玄海地域の緊急時対応の実効性の向上に寄与すべく取り組んでいる内容について述べる。

第2 原子力防災の概要

1 原子力防災に係る法令及びそれに基づいて作成される諸計画

(1) 災害対策基本法の考え方

災害対策基本法は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を「災害」（原子力災害を含む）から保護し、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする法律であり（災害対策基本法1条、同法2条1号、同法施行令1条）、災害対策に関する基本理念を定め、国、地方自治体及びその他の公共機関等の責務を明らかにし、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な

災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図っている。【乙 270 (72 頁)】

(2) 原災法の規定

原災法は、原子炉等規制法、災害対策基本法その他原子力災害の防止に関する法律と相まって、原子力災害に対する対策の強化を図り、もって原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする法律であり（原災法 1 条）、原子力災害の予防に関する原子力事業者の責務、原子力緊急事態宣言の発出及び原子力災害対策本部の設置等に関する国の責務等を定めている。

原災法において、「原子力災害」とは、原子力緊急事態により国民の生命、身体又は財産に生ずる被害をいい（同法 2 条 1 号）、「原子力緊急事態」とは、原子力事業者の原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で当該原子力事業者の原子力事業所外へ放出された事態をいうものとされている（同条 2 号）。【乙 270 (72, 73 頁)】

(3) 国及び地方自治体の防災計画

国は、原災法又は関係法律の規定に基づき、原子力災害対策本部の設置、地方自治体への必要な指示その他緊急事態応急対策の実施のために必要な措置並びに原子力災害予防対策及び原子力災害事後対策の実施のために必要な措置を講ずること等により、原子力災害についての災害対策基本法 3 条 1 項の責務を遂行しなければならないとされている（原災法 4 条 1 項。なお、災害対策基本法 3 条 1 項は、国は、同法 2 条の基本理念にのっとり、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することに鑑み、組織及び機能の全てを挙げて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有する旨規定している。）。

そして、内閣府に設置される中央防災会議は、防災に関する総合的かつ

長期的な計画や防災業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項等を定める防災基本計画を作成することとされている（災害対策基本法 11 条，34 条，35 条）。さらに，専門的・技術的事項については，原子力規制委員会が，原子力事業者，国の各機関，地方自治体等による原子力災害対策の円滑な実施を確保するための指針（原子力災害対策指針）を定めることとされている（原災法 6 条の 2）。【乙 285】

地方自治体は，原災法又は関係法律の規定に基づき，緊急事態応急対策などの実施のために必要な措置を講ずること等により，原子力災害についての災害対策基本法 4 条 1 項及び 5 条 1 項の責務を遂行しなければならないとされている（原災法 5 条。なお，災害対策基本法 4 条 1 項は，都道府県は，当該都道府県の地域並びに当該都道府県の住民の生命，身体及び財産を災害から保護するため，関係機関及び他の地方自治体の協力を得て，当該都道府県の地域に係る防災に関する計画を作成し，及び法令に基づきこれを実施するなどの責務を有する旨規定しており，同法 5 条 1 項は，市町村は，基礎的な地方自治体として，当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命，身体及び財産を災害から保護するため，関係機関及び他の地方自治体の協力を得て，当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し，及び法令に基づきこれを実施する責務を有する旨規定している。）。

そして，都道府県に設置される都道府県防災会議は，原子力災害についても，防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づく都道府県地域防災計画を作成することとされており（原災法 28 条，災害対策基本法 14 条，40 条），この地域防災計画として，PAZ¹及び UPZ²圏内の住民の避難の基本フ

¹PAZ : Precautionary Action Zone（予防的防護措置を準備する区域）の略。予防的防護措置を準備する区域とは，急速に進展する事故を考慮し，重篤な確定的影響（一定の放射線量以上でなければ医学的に検知できないとされている影響）等を回避するため，緊急事態区分に基づき，直ちに避難を実施するなど，放射性物質の環境への放出前の予防的防護措置（避難等）を準備する区域であり，発電用原子炉では，施設からおおむね半径 5 キロメートルの区域をいう。【乙 285（54 頁）】。

² UPZ : Urgent Protective Action Planning Zone（緊急防護措置を準備する区域）の略。国際基準等に従って，確率的影響（放射線の量に比例して発生する確率が高くなると考えら

レームとなる広域避難計画の作成を行っている。また、市町村に設置される市町村防災会議（市町村防災会議が設置されない場合は市町村長）は、原子力災害についても、防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づく市町村地域防災計画を作成することとされており（原災法 28 条，災害対策基本法 16 条，42 条），この地域防災計画として，広域避難計画にのっとった PAZ 及び UPZ の設定に基づく避難計画の作成を行っている。【乙 270（73～75 頁）】

(4) 原子力事業者の防災計画

原子力事業者は，その原子力事業所ごとに，当該原子力事業所における原子力災害予防対策，緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策その他の原子力災害の発生及び拡大を防止し，並びに原子力災害の復旧を図るために必要な業務に関し，原子力事業者防災業務計画を作成しなければならないとされている（原災法 7 条 1 項）。

被控訴人においても，玄海原子力発電所原子力事業者防災業務計画を作成している（同計画の詳細については「第 3」において後述する。）。

この原子力事業者に係る義務については，立法過程で原子炉等規制法の体系に位置づけることも検討されたが，地方自治体が防災に関して基本的な責務を有していることや緊急時における原子力事業者と地方自治体との連携といった観点に鑑み，原災法において，災害対策基本法に係る特別の措置と併せて規定されたものである。

そして，同条 1 項の義務を実効化するため，内閣総理大臣及び原子力規制委員会は，原子力事業者が同項の規定に違反していると認めるとき，又

れている影響）のリスクを最小限に抑えるため，環境モニタリング等の結果を踏まえた運用上の介入レベル（OIL：Operational Intervention Level），緊急時活動レベル（EAL：Emergency Action Level）に基づき，避難，屋内退避，安定ヨウ素剤の予防服用等を準備する区域であり，発電用原子炉施設では，施設からおおむね半径 30 キロメートルの区域をいう。【乙 285（54 頁）】

は、原子力事業者防災業務計画が当該原子力事業所に係る原子力災害の発生若しくは拡大を防止するために十分でないと認めるときは、原子力事業者に対し、同計画の作成又は修正を命ずることができ（同条4項）、仮に、原子力事業者である発電用原子炉設置者がこれに違反した場合、原子力規制委員会は設置許可の取消し又は1年以内の期間を定めて発電用原子炉の運転の停止を命ずることができるとされている（原子炉等規制法43条の3の20 2項22号）。【乙270(75頁)】

2 避難計画に関する国の関与、支援について

原子力災害に関する地域防災計画や避難計画については、災害対策基本法及び原災法において、国が示す防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づき、都道府県、市町村が策定することとされている。

そして、避難計画等の策定や改善については、以下に述べるとおり、原子力規制委員会を含む国の行政機関によるきめ細やかな関与や支援が行われている。

(1) 計画策定に必要な情報の提供

原子力規制委員会は、原災法6条の2に基づき、国、地方自治体が避難計画等を策定する際における科学的、客観的判断を支援するために、専門的・技術的事項等を定めた原子力災害対策指針を策定している。【乙285】同指針においては、例えば、発電所からの放射性物質の放出前における避難等の防護措置の判断の基準となる緊急事態区分³及び緊急時活動レベル（EAL⁴）や、PAZやUPZの距離の目安など、地方自治体が避難計画等を

³ 緊急事態区分：緊急事態の初期対応段階においては、原子力施設の状況等に応じた防護措置の準備やその実施を適切に進めることが重要であることから、原子力災害対策指針は、原子力施設の状況に応じて緊急事態を、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の3つに区分しており、それぞれの区分においてどのような措置を講ずべきか記述している。

⁴ EAL：Emergency Action Level の略。どの緊急事態区分に該当する状況であるかを原子力事業者が判断するための基準。

策定するにあたって参照すべき専門的・技術的事項等が記載されている。

また、内閣総理大臣を会長とし、関係閣僚等で構成する中央防災会議は、災害対策基本法 34 条に基づき、国、地方自治体、原子力事業者等のそれぞれの役割や、地域防災計画等において重点をおくべき事項の指針を示した防災基本計画を策定しており、第 12 編において原子力災害対策について記述している。【乙 270(77, 78 頁)】

(2) 計画の具体化・充実化支援

内閣府は、原子力防災会議⁵の決定に基づき、原子力発電所の所在する地域ごとに、原子力規制庁を含む関係府省庁及び地方自治体を構成員とする地域原子力防災協議会（以下「地域協議会」という。）を設置している。そして、内閣府を始めとする関係府省庁は、地域協議会における要配慮者対策、避難先や移動手段の確保、国の実動組織の支援、原子力事業者に協力を要請する内容等についての検討及び具体化を通じて、地域防災計画や避難計画の具体化・充実化の支援を行っている。これに伴い、内閣府は、地域の防災拠点となる施設や緊急時に必要となる資機材の整備等について、地方自治体に対し、交付金等での財政的支援も実施している。

そして、内閣府を始めとする関係府省庁及び地方自治体は、地域協議会において、避難計画を含むその地域の緊急時における対応（以下「緊急時対応」という。）が、原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的なものであることを確認するものとされている。内閣府は、地域協議会における確認結果を原子力防災会議に報告し、同会議の了承を得ることとされている。【乙 270(78, 79 頁)】

⁵ 原子力防災会議：緊急時に備えて、平時から政府全体で原子力防災対策を推進するために内閣に設置された組織であり、内閣総理大臣を始め全閣僚や原子力規制委員会委員長によって構成されている（原子力基本法 3 条の 3 から 3 条の 5）。

(3) 計画のさらなる改善・強化に向けた支援

避難計画等は、一度策定したら終わりではなく、防災訓練の実施による実効性の検証等を通じ、さらなる改善・強化に継続的に取り組むことが重要である。このため、地方自治体が実施する防災訓練についても、訓練の目的、実施項目、反省点の抽出方法等について地域協議会において検討を行うほか、国が防災訓練に参加するなどの支援を行っている。これらの訓練の実施結果、成果、抽出された反省点等については、地域協議会において検討、共有がなされ、避難計画等の改善・強化につなげられる仕組みとなっている。【乙 270(79 頁)】

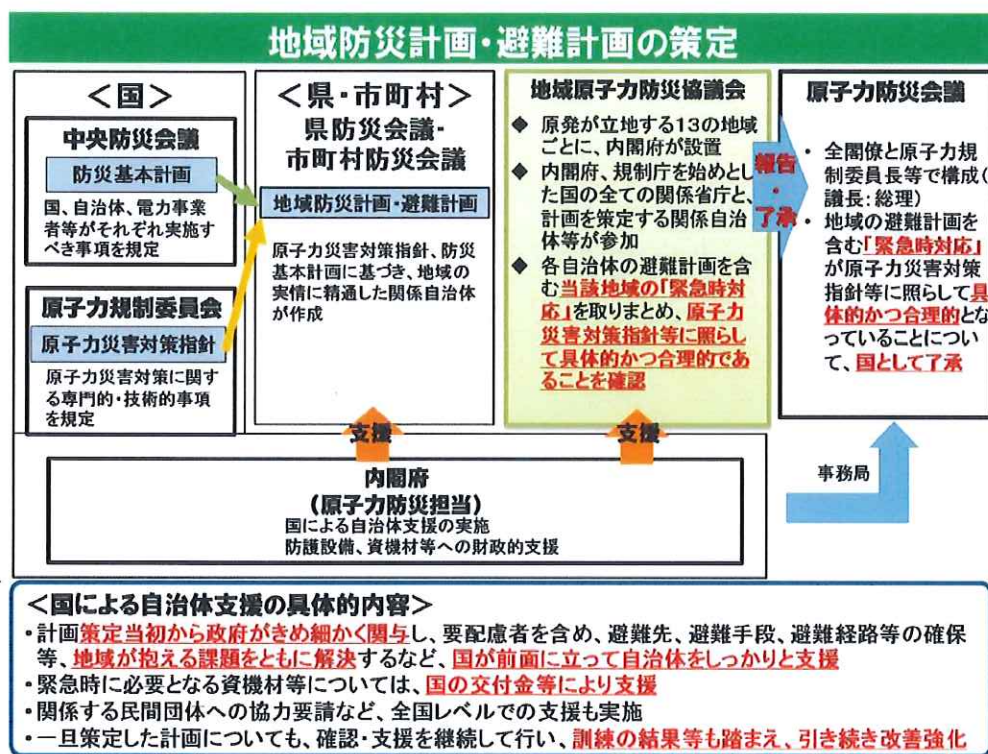


図1 国による避難計画等の具体化・充実化支援等の全体図【乙 270 (80 頁)】

第3 被控訴人の原子力事業者防災業務計画

被控訴人は、前述のとおり、玄海原子力発電所原子力事業者防災業務計画を策定し、平常時から防災体制を定め、原子力災害対策活動（原子力災害予防対策、緊急事態応急対策、原子力災害事後対策等）を理解し訓練を行うとともに、緊急時には本計画に従い、円滑かつ適切な原子力災害対策活動を遂行することによって、原子力災害の発生及び拡大を防止し、並びに原子力災害の復旧を図っていくこととしている。

以下に、玄海原子力発電所原子力事業者防災業務計画に定める「1 防災体制」、「2 原子力災害予防対策の実施」、「3 緊急事態応急対策等の実施」、「4 原子力災害事後対策の実施」及び「5 他の原子力事業者への協力」について、その概要を述べる。

1 防災体制

(1) 緊急時体制の区分

原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害の拡大の防止その他必要な活動を迅速かつ円滑に行うため、表1のとおり、原子力災害の情勢に応じた緊急時体制を定めている。【乙284(7頁)】

表 1 緊急時体制の区分【乙 284 (7 頁)】

| | 原子力災害の情勢 |
|----------------|---|
| 警戒体制 | <ul style="list-style-type: none"> ・警戒事態⁶に該当する事象が発生したとき。 ・原子力規制委員会から警戒事態とする旨の連絡があったとき。 ・佐賀県，玄海町，長崎県又は福岡県から災害警戒本部を設置する旨の連絡があったとき。 |
| 第 1 種 緊急時体制 | <ul style="list-style-type: none"> ・原災法 10 条に該当する事象⁷が発生したとき。 ・佐賀県から災害対策本部を設置する旨の連絡があったとき。 |
| 第 2 種 緊急時体制 | <ul style="list-style-type: none"> ・原災法 15 条に該当する事象⁸が発生したとき。 ・内閣総理大臣が原災法 15 条 2 項に基づく原子力緊急事態宣言を行ったとき。 ・玄海町，長崎県又は福岡県から災害対策本部を設置する旨の連絡があったとき。 |

(2) 原子力防災組織の設置

本件原子力発電所に，原子力災害の発生又は拡大を防止するために必要な活動を行うため，あらかじめ原子力防災組織を設置【乙 284 (1-1 頁)】して原子力防災要員⁹を置くとともに，原子力防災管理者¹⁰は，原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合，直ちに，本件原子力発電所

⁶ 警戒事態：その時点では，公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが，原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがある段階をいう。具体的には，原子炉停止機能の異常又は異常のおそれ，原子炉冷却材の漏えいなど 13 事象。【乙 284 (1-17, 1-18 頁)】

⁷ 原災法第 10 条に該当する事象：敷地境界付近の放射線量の上昇，通常放出経路での気体放射性物質の放出など 21 事象。【乙 284 (1-19～1-23 頁)】

⁸ 原災法第 15 条に該当する事象：敷地境界付近の放射線量の上昇，通常放出経路での気体放射性物質の放出など 20 事象。【乙 284 (1-24～1-27 頁)】

⁹ 原子力防災要員：原災法第 8 条第 3 項の規定に基づき原子力防災組織に置かれ，原子力災害対策活動を行う要員であり，具体的には，玄海原子力発電所員（ただし，原子力防災管理者及び副原子力防災管理者を除く。）及び原子力防災組織の業務の一部を受託した会社の作業員，並びに原子力災害発生時に玄海原子力発電所の原子力防災組織に入り支援等を行う可能性がある川内原子力発電所員，本店等の原子力関係社員をいう。【乙 284 (3 頁)】

¹⁰ 原子力防災管理者：原災法第 9 条第 1 項の規定に基づき発電所において選任され，原子力防災組織を統括する業務を行う者をいう。【乙 284 (3 頁)】

の原子力防災要員に所定の業務【乙 284 (1-85 頁)】を行わせることなどを定めている【乙 284 (7, 8 頁)】。また、本店に、あらかじめ本店原子力防災組織を設置する【乙 284 (1-2 頁)】とともに、社長は、所定の業務分掌に基づき、本店における原子力災害対策活動を実施し、本件原子力発電所において実施される対策活動を支援させるため、本店原子力防災組織に原子力防災要員及び緊急時対策要員を置くことなどを定めている。【乙 284 (8 頁)】

(3) 原子力防災管理者・副原子力防災管理者の職務

ア 原子力防災管理者は、本件原子力発電所長とし、原子力防災組織を統括管理するとともに、以下の業務等を行うことを定めている。【乙 284 (8, 9 頁)】

- ・ 警戒事態に該当する事象の発生について通報を受けたとき（自ら発見したときを含む。以下同じ。）は、所定の箇所【乙284 (1-3頁)】へ連絡すること。また、直ちに原子力防災要員を非常召集し、原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急措置を行わせるとともに、その概要を所定の箇所へ報告すること。
- ・ 原災法10条に該当する事象若しくは原災法15条に該当する事象の発生について通報を受けたときは、直ちに所定の箇所【乙284 (1-4頁)】へ通報すること。また、原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急措置を行わせ、その概要を所定の箇所【乙284 (1-6頁)】へ報告すること。
- ・ 原災法11条1項に定められた放射線測定設備を設置及び維持し、同条2項に定められた放射線障害防護用器具、非常用通信機器その他の資機材を備え付け、随時、保守点検すること。
- ・ 本件原子力発電所の原子力防災要員に対し、定期的に原子力緊急事態に対処するための防災訓練及び防災教育を実施すること。

イ 副原子力防災管理者は、廃止措置施設長、第二所長、次長（技術）〔1・2

号]，次長（技術）[3・4号]，次長（防災担当），次長（環境広報担当），次長（事務），次長（保全計画担当）[3・4号]，次長（土木建築担当），安全品質保証統括室長，安全品質保証統括室副室長及び原子力訓練センター所長とし，以下の業務を行うことを定めている。なお，発電用原子炉主任技術者及び廃止措置主任者を除く。【乙284（9頁）】

- ・ 原子力防災組織の統括について原子力防災管理者を補佐すること。
- ・ 原子力防災管理者が不在のときに号炉に応じた順位により，その職務を代行すること。

(4) 緊急時体制の発令及び解除

緊急時体制に関して，原子力防災管理者や社長等は，本件原子力発電所及び本店においてそれぞれ以下の業務等を行うことを定めている。【乙284（10，11頁）】

- ・ 緊急時体制の発令

原子力防災管理者は，警戒事態に該当する事象，原災法10条に該当する事象若しくは原災法15条に該当する事象の発生について通報を受けたときは，表1（本書面11頁）に掲げる区分により直ちに緊急時体制を発令すること。また，原子力防災管理者は，緊急時体制を発令した場合は，直ちに本店の原子力管理部長に報告すること。また，原子力管理部長は，原子力防災管理者から本件原子力発電所における緊急時体制発令の報告を受けた場合，社長に報告し，社長は本店における緊急時体制を発令すること。

- ・ 原子力防災要員等の非常召集

原子力防災管理者は，本件原子力発電所における緊急時体制発令時に所内放送等を使用し，所定の連絡経路【乙284（1-8頁）】により，緊急時体制に応じて本件原子力発電所の原子力防災要員を非常召集すること。また，原子力管理部長は，本店における緊急時体制発令時に社内放送等

を使用し、所定の連絡経路【乙284 (1-9頁)】により、緊急時体制に応じて本店の原子力防災要員及び緊急時対策要員を非常召集すること。

- ・ 緊急時対策本部の設置

原子力防災管理者は、緊急時体制を発令した場合、速やかに本件原子力発電所の緊急時対策所に緊急時対策本部（上記原子力防災組織で構成。以下「発電所対策本部」という。）を設置し、発電所対策本部長としてその職務を遂行すること。また、社長は、本店に緊急時体制を発令した場合、速やかに原子力施設事態即応センター¹¹に緊急時対策本部（上記本店原子力防災組織で構成し、社長が本店対策本部長となる。以下「本店対策本部」という。）を設置すること。

(5) 原子力事業所災害対策支援拠点の設置及び廃止

本店対策本部長は、事態に応じ、原子力事業所災害対策支援拠点を設置し、所定の組織【乙 284 (1-10 頁)】に、復旧作業における放射線管理の実施、復旧資機材の調達・運搬等、事故復旧作業の支援を行わせること等を定めている。【乙 284 (11 頁)】

2 原子力災害予防対策の実施

(1) 通報体制及び情報連絡体制の整備

原子力防災管理者は、警戒事態に該当する事象の発生について通報を受けたときの連絡のため、あらかじめ連絡体制を整備【乙 284 (1-3 頁)】しておくことや、原災法 10 条に該当する事象若しくは原災法 15 条に該当する事象の発生について通報を受けたときの通報連絡のため、あらかじめ通報連絡体制を整備【乙 284 (1-4 頁)】しておくこと、大規模自然災害等が発生した場合においても、通報連絡手段が確保されるよう、必要な体制を整

¹¹ 原子力施設事態即応センター:原子力事業所災害対策の重要な事項に係る意思決定を行い、かつ、緊急時対策所において行う原子力事業所災害対策の統括管理を支援するための施設で、本店に設置されている。【乙284 (4頁)】

備しておくことなどを定めている。【乙 284 (12 頁)】

(2) 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備

原子力防災管理者は、原災法 11 条 1 項に基づく本件原子力発電所の敷地境界付近の放射線測定設備を所定のとおり【乙 284 (1-12 頁)】定期的に整備・点検等を実施することや、原災法 11 条 2 項に規定される原子力防災資機材に関して必要な原子力防災資機材及び原子力防災資機材以外の事故収束活動に必要な資機材を所定のとおり【乙 284 (1-87~1-94 頁)】確保するとともに、定期的に保守点検を行い常に使用可能な状態に整備しておくことなどを定めている。【乙 284 (13, 14 頁)】

(3) 原子力災害対策活動で使用する資料の整備

社長は、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策に必要となる資料のうち、所定の資料【乙 284 (1-95 頁)】をオフサイトセンター¹²に備え付けるため、内閣総理大臣に提出し、また、これらの資料について定期的に見直しを行うことを定めている【乙 284 (14 頁)】。また、社長は、原子力災害が発生した場合、原子力災害対策活動に必要となる資料のうち、所定の資料【乙 284 (1-95 頁)】を佐賀県、玄海町、唐津市、伊万里市、長崎県、松浦市、佐世保市、平戸市、壱岐市、福岡県及び糸島市の災害対策本部等に備え付けるため、佐賀県知事、玄海町長、唐津市長、伊万里市長、長崎県知事、松浦市長、佐世保市長、平戸市長、壱岐市長、福岡県知事及び糸島市長に提供し、これらの資料について定期的に見直しを行うことなどを定めている。【乙 284 (14, 15 頁)】

¹² オフサイトセンター：原災法 12 条第 1 項の規定により、原子力事業所ごとに緊急事態応急対策等拠点施設として指定された施設

(4) 原子力災害対策活動で使用する施設及び設備の整備・点検

緊急時対策所に関して、原子力防災管理者は、常に使用可能な状態に整備することや、地震等の自然災害が発生した場合においても、その機能を維持できるように施設及び設備を整備すること、非常用電源から給電可能な状態に整備することなどを定めている。【乙 284 (15, 16, 1-14, 1-98 頁)】
その他、原子力事業所災害対策支援拠点、原子力施設事態即応センター、緊急時運転パラメータ伝送システム等に関する整備・点検内容等を定めている。【乙 284 (16～18 頁)】

(5) 防災教育の実施

原子力防災管理者は、本件原子力発電所の原子力防災要員に対し、また、原子力管理部長は本店の原子力防災要員及び緊急時対策要員に対し、原子力災害に関する知識及び技能を習得し、原子力災害対策活動の円滑な実施に資するため、以下の項目について防災教育を実施することを定めている。
【乙 284 (18 頁)】

- ・ 原子力防災組織及び活動に関する知識
- ・ 本件原子力発電所及び放射性物質の運搬容器等の施設又は設備に関する知識
- ・ 放射線防護に関する知識
- ・ 放射線及び放射性物質の測定方法並びに機器を含む防災対策上の諸設備に関する知識

(6) 防災訓練の実施

原子力防災管理者及び原子力管理部長は、原子力防災組織及び本店原子力防災組織に定められた機能を有効に発揮できるようにするため、所定の原子力防災訓練【乙 284 (1-100 頁)】を、1年に1回以上実施することなどを定めている。【乙 284 (18 頁)】

また、原子力防災管理者及び原子力管理部長は、原子力防災要員及び緊

急時対策要員を国又は地方自治体が主催する原子力防災訓練における訓練計画の策定に参画させ、訓練内容に応じて原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置の実施を考慮して訓練に参加することを定めている。【乙 284 (19 頁)】

(7) 関係機関との連携

原子力防災管理者又は社長は、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策を円滑に進めるために、平常時から国、地方自治体及び地元防災関係機関等（唐津市消防本部、唐津警察署、唐津海上保安部、医療機関、その他関係機関）と相互連携を図ることなどを定めている。【乙 284 (19, 20 頁)】

(8) 周辺住民に対する活動

ア 原子力防災管理者は、平常時から、本件原子力発電所の周辺住民に対し、国、地方自治体と協調して、以下に関する正しい知識の普及・啓発を行うことを定めている。【乙 284 (20 頁)】

- ・ 放射性物質及び放射線の特性
- ・ 原子力発電所の概要
- ・ 原子力災害とその特殊性
- ・ 原子力災害発生時における防災対策の内容（緊急時に取るべき行動を含む。）

イ また、原子力災害が発生した場合に備え、住民等からの問合せに対応する相談窓口の設置（必要に応じて 24 時間受付体制）等、必要な体制を整備しておくことを定めている。【乙 284 (20 頁)】

3 緊急事態応急対策等の実施

(1) 通報及び連絡

ア 通報及び連絡の実施として、以下の事項等を定めている。【乙 284 (21 頁)】

- ・ 原子力防災管理者は、警戒事態に該当する事象の発生について通報を受けたときは、所定の様式【乙284 (2-7頁)】に所定の事項を記入し、原子力規制委員会その他所定の連絡先【乙284 (1-3頁)】にファクシミリ装置等を用いて一斉に送信するとともに、送信した旨を連絡すること。また送信した様式は記録として保存すること。
 - ・ 原子力防災管理者は、原災法10条に該当する事象の発生について通報を受けたときは、所定の通報様式【乙284 (2-9頁)】に必要事項を記入し、15分以内を目途として、内閣総理大臣、原子力規制委員会、佐賀県知事、玄海町長、長崎県知事、福岡県知事その他所定の通報先【乙284 (1-4頁)】に、ファクシミリ装置等を用いて一斉に送信するとともに、送信した旨を連絡すること。また送信した様式は、記録として保存すること。
- イ 緊急時体制発令時の対応として、以下の事項等を定めている【乙284 (22頁)】。
- ・ 原子力防災管理者は、警戒事態に該当する事象若しくは原災法10条に該当する事象の発生について通報を受けたときは、「緊急時体制の区分」に基づき、直ちに緊急時体制を発令すること。
 - ・ 原子力防災管理者は、緊急時体制を発令した場合、直ちに原子力管理部長に報告し、原子力防災管理者は、所定のSPDS¹³データ【乙284 (1-103～1-110)】が国の緊急時対策支援システム (ERSS¹⁴) 及び本店へ伝送されていることを確認すること。
 - ・ 原子力管理部長は、緊急時体制の発令について、直ちに社長に報告し、所定のSPDSデータが緊急時対策支援システム (ERSS) へ伝送されていることを確認すること。

¹³ SPDS：「Safety Parameter Display System」の略。緊急時運転パラメータ伝送システムのことで、原子力事業所内の状況に関する情報やその他の情報を伝送する設備。

¹⁴ ERSS：「Emergency Response Support System」の略。原子力災害の発生時において、事故の状態を判断し、その後の事故進展をコンピュータにより解析・予測する原子力規制委員会のシステム。

- ・ 社長は、原子力管理部長から緊急時体制の発令の報告を受けたときは、本店に緊急時体制を発令すること。
- ・ 原子力防災管理者及び原子力管理部長は、緊急時体制発令後、原子力防災要員及び緊急時対策要員を非常召集すること。
- ・ 原子力防災管理者及び社長は、本件原子力発電所及び本店に対策本部を設置し、それぞれの対策本部長となり活動を開始すること。

(2) 応急措置の実施

緊急時体制における以下の事項に関して、発電所対策本部長及び同各班長並びに本店対策本部長等が実施すべき対応について定めている。【乙 284 (23～29 頁)】

- ・ 警備及び避難誘導
- ・ 放射能影響範囲の推定
- ・ 原子力災害医療
- ・ 消火活動
- ・ 汚染拡大の防止
- ・ 線量評価等
- ・ 広報活動
- ・ 応急復旧
- ・ 原子力災害の発生又は拡大の防止を図るための措置
- ・ 資機材の調達及び輸送
- ・ 事業所外運搬に係る事象の発生における措置
- ・ 応急措置の実施報告
- ・ 原子力防災要員の派遣等
- ・ 他の原子力事業者、原子力緊急事態支援組織等への協力要請
- ・ 原子力災害の拡大及び長期化した場合の措置
- ・ 被災者支援活動

(3) 緊急事態応急対策

ア 第2種緊急時体制の発令に関して、以下の事項等を定めている。【乙 284 (29 頁)】

- ・ 発電所対策本部長は、原災法15条に該当する事象の発生について通報

を受けたとき、玄海町、長崎県若しくは福岡県から災害対策本部を設置する旨の連絡があったとき、又は内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発令したときは、第2種緊急時体制を発令すること。

イ 原子力災害合同対策協議会等との連絡報告に関して、以下の事項等を定めている。【乙284(29頁)】

- ・ 発電所対策本部長は、原子力災害合同対策協議会¹⁵が設置された場合、オフサイトセンターに派遣されている副原子力防災管理者及び原子力防災要員と連絡を密に取ることや、原子力災害合同対策協議会の要請等に対して、本件原子力発電所内の状況に関する情報の提供等、必要な対応を行うこと。

ウ その他、応急措置の継続実施として、発電所対策本部長は、上記「応急措置の実施」に示す各措置を、緊急時体制が解除されるまでの間、継続して実施すること等を定めている。【乙284(29頁)】

4 原子力災害事後対策の実施

発電所対策本部長は、原災法15条4項の規定による原子力緊急事態解除宣言があった時以降において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため、原子力災害事後対策を実施することとし、本件原子力発電所及び本店の対策として、復旧対策、緊急時体制の解除、原因究明と再発防止対策の実施及び放射性物質による環境汚染への対処に関する事項を定めている。【乙284(31,32頁)】

あわせて、原子力防災要員の派遣等に関して、発電所対策本部長は、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに佐賀県知事、玄海町長、長崎県知事、福岡県知事その他関係機関の実施する原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、副原子力防災管理者及び原子力防災要員

¹⁵ 原子力災害合同対策協議会：緊急事態が発生した場合にオフサイトセンターに設置され、国、地方自治体、原子力事業者及び原子力防災専門官等が情報を共有し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するための組織。

の派遣，原子力防災資機材の貸与その他必要な要員の派遣等の措置を講じることを定めている。【乙 284 (32 頁， 1-112 頁)】

また，本店対策本部長は，国，地方自治体等と連携し，復興過程の被災者への仮設住宅等の提供等，その間の生活維持のための支援に協力することを定めている。【乙 284 (31 頁)】

5 他の原子力事業者への協力

他の原子力事業者の原子力事業所で原子力災害が発生した場合等において，原子力防災管理者は，原子力管理部長からの指示に対応し，緊急時モニタリング，避難退域時検査¹⁶，除染その他の住民避難に対する支援に関する事項について，所定の原子力防災要員の派遣，原子力防災資機材の貸与その他必要な協力を行うことなどを定めている。【乙 284 (33 頁， 1-113 頁)】

6 小括

以上のとおり，原子力事業者である被控訴人は，原災法に基づき玄海原子力発電所原子力事業者防災業務計画を策定しており，これに基づいて平常時から防災体制を構築し，原子力災害予防対策を実施するとともに，緊急時には本計画に従って円滑かつ適切な原子力災害対策活動を遂行することとしており，十分な原子力防災の措置を講じている。

被控訴人は本件原子力発電所において，放射性物質のもつ危険性を顕在化させないために様々な安全確保対策を実施するとともに，玄海原子力発電所原子力事業者防災業務計画を策定し，国及び地方自治体等と連携を図りながら，原子力災害予防対策，緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策等を行うこととしている。

¹⁶ 避難退域時検査：原子力災害時において，避難や一時移転する住民の身体や車両の表面に放射性物質が付着していないか確認する検査。もし基準値を超えた場合には，拭き取り等によって簡易的な除染を行う。

第4 玄海地域の緊急時対応について

1 玄海地域の緊急時対応の内容

本件原子力発電所を対象とした原子力災害に関する緊急時の対応については、本件原子力発電所から概ね30km圏内の地域を含む佐賀県、長崎県、福岡県に地域防災計画（原子力災害対策編）が定められ、またその関係市町（佐賀県玄海町、唐津市、伊万里市、長崎県松浦市、佐世保市、平戸市、壱岐市、福岡県糸島市の7市1町）に避難計画を含む防災の計画が定められている。

「玄海地域の緊急時対応」【乙286】は、地方自治体や国等の緊急時における対応をとりまとめたものであり、内閣総理大臣を議長とする原子力防災会議において、具体的かつ合理的なものとして了承されている。【乙287（5頁）】

また、原子力災害対策指針に「そもそも防災とは、新たに得られた知見や把握できた実態等を踏まえ、実効性を向上すべく不断の見直しを行うべきものである」とされているように、玄海地域の緊急時対応も防災訓練の結果等を踏まえ、一層の具体化・充実化が図られている（玄海地域の緊急時対応の策定とその改定状況については「2 緊急時対応の改善・充実に向けた取り組み」において後述する）。

以下、玄海地域の緊急時対応の概要を述べる。

(1) 住民の避難の流れ

原子力災害が発生した場合に住民の避難等の防護措置を効率的に行う観点からその影響の及ぶ可能性がある区域を定めた上で、重点的に原子力災害に特有な対策を講じておくため、原子力災害対策重点区域として、発電所より概ね5kmを目安とするPAZ及び発電所より概ね5～30kmを目安とするUPZが定められる。本件原子力発電所に関しては、PAZは1市1町（佐賀県玄海町及び唐津市）、UPZは7市1町（佐賀県玄海町、唐津市、伊万里市、長崎県松浦市、佐世保市、平戸市、壱岐市、福岡県糸島市）である（図2参照）。原子力災害対策重点区域の人口は、248,963人（PAZ内

7,385 人，UPZ 内 241,578 人）である。【乙 286（7，8 頁）】

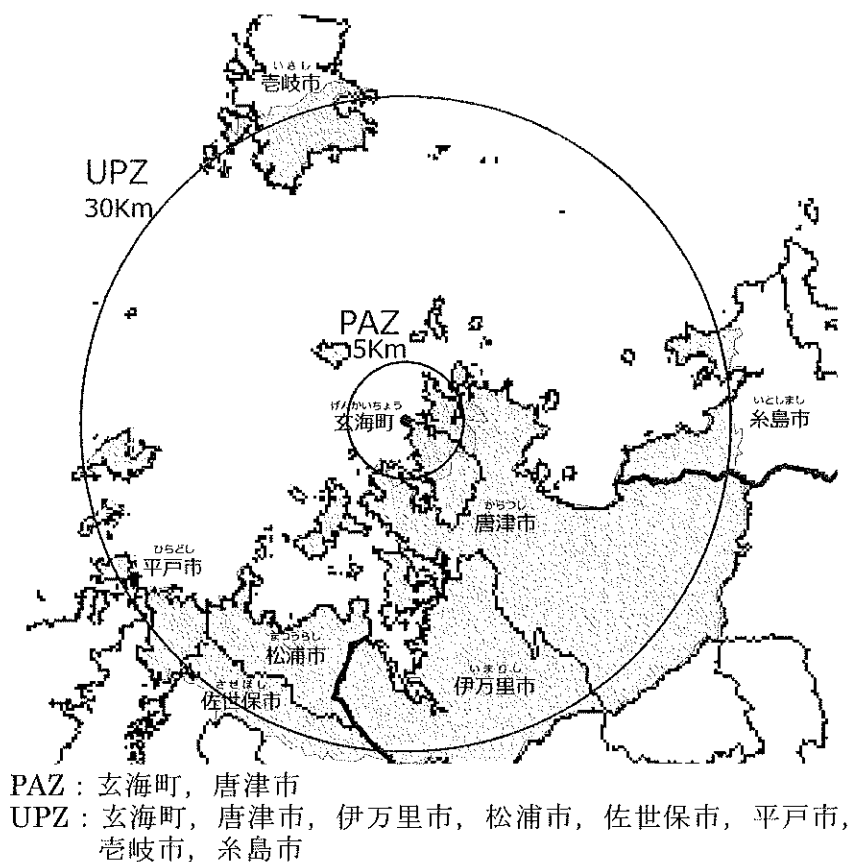


図2 本件原子力発電所を対象とした原子力災害対策重点区域【乙 286（7 頁）】

緊急事態の初期段階においては、原子力施設の状況に応じて防護措置の実施を判断するための緊急時活動レベル（EAL）が定められ、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を①警戒事態、②施設敷地緊急事態¹⁷及び③全面緊急事態¹⁸の3つに区分し、PAZ 及び UPZ 毎に避難や屋内退避の防護措置を講じることとしている。放射性物質が放出された場合（④）には、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、放射線モニタリング等の結果により避難や

¹⁷ 施設敷地緊急事態：原子力施設において、公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階をいう。

¹⁸ 全面緊急事態：原子力施設において、公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階をいう。

一時移転の防護措置を講じるための運用上の介入レベル (OIL¹⁹) が定められており、空間放射線量率等の値に応じて避難や一時移転等の措置を実施する。

【乙 286 (11, 12 頁)】

上述した①警戒事態、②施設敷地緊急事態、③全面緊急事態及び④放射性物質が放出された場合における住民避難の流れは、以下のとおりである。(図 3 参照)

- ① 警戒事態が発生した場合には、要支援者等の PAZ 内の施設敷地緊急事態要避難者は、避難・屋内退避の準備を開始する。
- ② 施設敷地緊急事態が発生した場合には、PAZ 内の施設敷地緊急事態要避難者は、避難あるいは屋内退避を開始するとともに、PAZ 内の住民は、避難準備を開始し、安定ヨウ素剤²⁰の服用準備を行う。また、UPZ 内の住民は、屋内退避の準備を行う。
- ③ 全面緊急事態が発生した場合には、PAZ 内の住民は、避難を開始するとともに安定ヨウ素剤を服用する。また、UPZ 内の住民は、屋内退避を実施する。
- ④ 放射性物質が放出された場合には、緊急時モニタリングの結果等を踏まえ、以下の OIL に基づき UPZ 内外の住民は、避難、一時移転、飲食物摂取制限等の防護措置を講じる。
 - ・ OIL1：空間放射線量率 500 μ Sv/h を超過する場合には、数時間内を目途に区域を特定し避難を実施する。
 - ・ OIL2：空間放射線量率 20 μ Sv/h を超過する場合には、1 日以内を目途に区域を特定し、1 週間程度内に一時移転を実施する。
 - ・ OIL4：避難する住民については、避難退域時検査を実施し、基準

¹⁹ OIL：運用上の介入レベル。放射線モニタリングなどの計測された値により、避難や一時移転等の防護措置を実施するための判断基準。

²⁰ 安定ヨウ素剤：放射性でないヨウ素を内服用に製剤化したものであり、放射性ヨウ素が甲状腺に取り込まれる前に安定ヨウ素剤を服用すると、甲状腺への放射性ヨウ素の到達量を低減させることができる。

を超える場合は簡易除染を行う。

・OIL6：空間放射線量率 $0.5\mu\text{Sv/h}$ を超過する場合には、1週間程度を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施する。

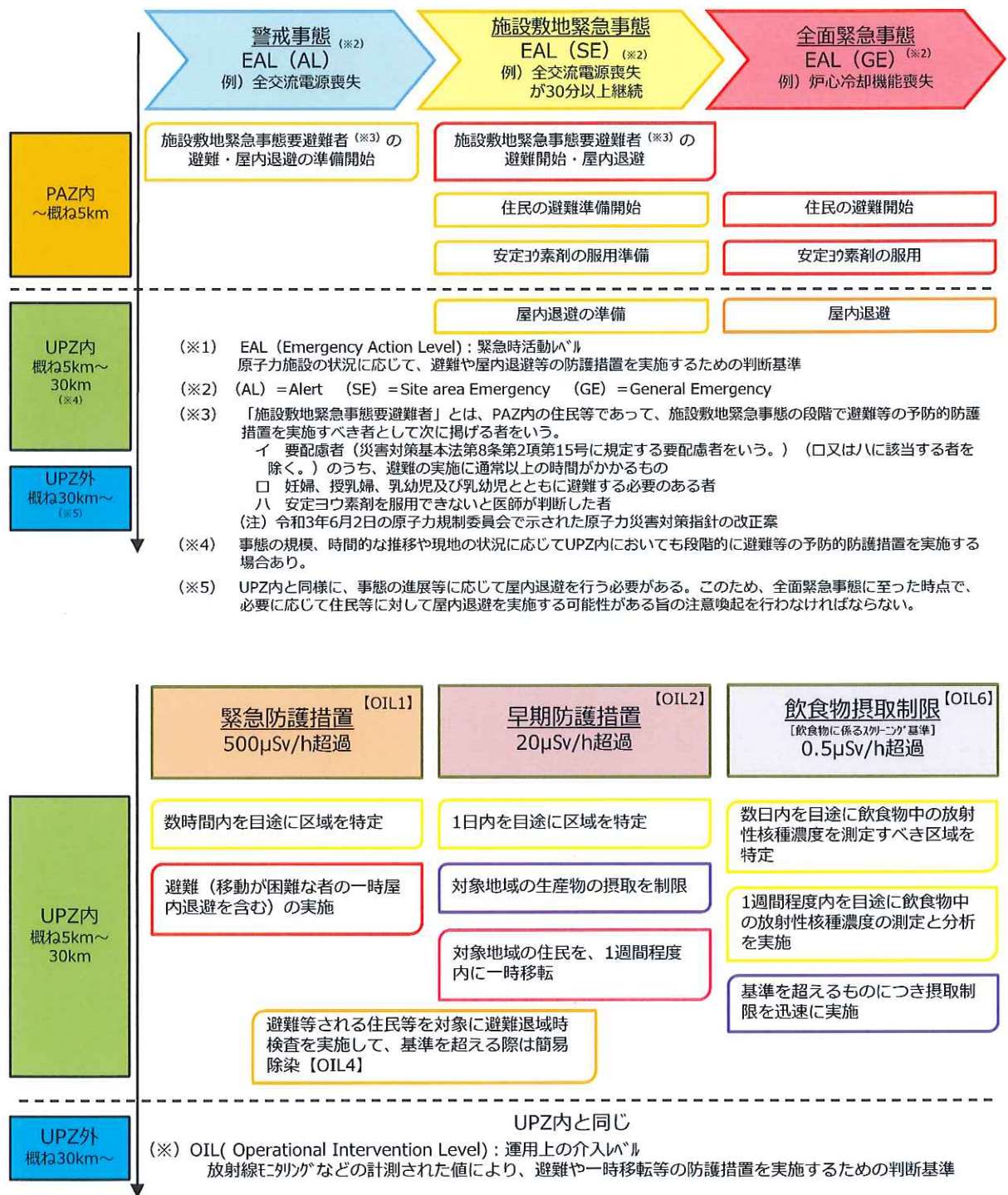


図3 住民の避難の流れ【乙286(11, 12頁)】

このように、住民の避難や屋内退避等の防護措置は、原子力施設の状態や居住する区域等に応じて、段階的に行われる。

(2) 緊急時の対応体制

ア 国及び地方自治体の対応体制

国は、玄海町で震度5弱以上の地震の発生を認知した場合（警戒事態の前段階から）、原子力規制庁及び内閣府の職員が参集し、唐津市にある佐賀県オフサイトセンター及び原子力規制庁緊急時対応センターに原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室を立ち上げて、情報収集活動を開始する。警戒事態が発生した場合には、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部を設置し、現地への要員搬送や緊急時モニタリングの準備を開始する。施設敷地緊急事態が発生した場合には、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部を設置し、内閣府副大臣及び国の職員を佐賀県オフサイトセンター及び佐賀県、長崎県、福岡県に派遣するとともに、必要な資機材の緊急搬送を実施する。全面緊急事態に至った場合は、原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部を設置し、国、県、市町等のメンバーからなる合同対策協議会を開催し、相互協力のための調整を行いつつ対応する。

佐賀県、玄海町、唐津市及び伊万里市は、警戒事態の発出で災害警戒本部を設置し、施設敷地緊急事態で災害対策本部に移行する。長崎県、福岡県及び両県の関係市町は、警戒事態の発出で災害警戒本部を設置し、全面緊急事態で災害対策本部に移行する。関係市町の災害警戒本部では、要員参集、情報収集・連絡体制の構築、住民等に対する情報提供をはじめ、PAZ内における施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を開始する。【乙286（13～15頁）】

イ 支援体制

(ア) 実動組織の支援体制

緊急時対応を行う上で、地域レベルでの対応が困難な場合には、佐賀県、長崎県、福岡県及び関係市町からの要請を踏まえ、原子力災害対策本部の調整により、必要に応じ全国の実動組織（警察、消防、海上保安庁、自衛隊）による支援を実施する。想定される支援内容は、避難指示の伝達、誘導・交通規制、傷病者の搬送等、住民避難を円滑に行う支援のほか、緊急時モニタリング支援、現地派遣要員の輸送車両の先導、人員・物資の緊急輸送である。また、自然災害等により道路が通行できない場合には、通行不能となった道路への他の車両の進入防止、船舶での避難、ヘリコプターによる避難等の支援である。【乙286（158～162頁）】

(イ) 他の地方自治体からの支援体制

原子力災害又は地震、津波との複合災害が発生した場合には、他の地方自治体から佐賀県、長崎県、福岡県に対して要員や物資を支援するため、「原子力災害時の相互応援に関する協定」や「九州・山口9県災害時応援協定」等5つの応援協定が締結されており、地方自治体間での支援体制が整えられている。【乙286（85頁）】

(ロ) 民間事業者からの支援体制

a 佐賀県及び佐賀県内関係市町と民間事業者の協定

佐賀県は、一般社団法人佐賀県バス・タクシー協会（協力事業者26社）と「災害時における緊急輸送に関する協定」を、公益社団法人佐賀県トラック協会等3社と「災害時の物資等の輸送に関する協定」を、石油連盟等計3社と「災害時等における自動車等の燃料の調達に関する協定」を、また、(株)リョーユーパン等18社と「災害時における生活物資の供給に関する協定」等をそれぞれ締結し、住民避難の輸送能力の確保や災害時の物資の供給や輸送能力を確保する体制を整えてい

る。

玄海町，唐津市，伊万里市も，民間企業と災害時における物資の供給等に関する協定を結び，災害時の物資の供給能力を確保する体制を整えている。【乙286（31頁，33頁，44頁，45頁，121頁）】

b 長崎県及び長崎県内関係市町と民間事業者の協定

長崎県は，公益社団法人長崎県トラック協会等4社と「災害時の物資等の輸送に関する協定」を，長崎県石油商業組合と「災害時等における自動車等の燃料の調達に関する協定」を，また，長崎県生活協同組合等13社と「災害時における応急生活物資の供給に関する協定」等を締結し，災害時の物資の供給や輸送能力を確保する体制を整えている。

壱岐市，松浦市，佐世保市，平戸市も，民間企業と災害時における物資の供給等に関する協定を結び，災害時の物資の供給能力を確保する体制を整えている。【乙286（122頁）】

c 福岡県及び福岡県内関係市町村と民間事業者の協定

福岡県は，公益社団法人福岡県トラック協会等17社と「災害時の物資等の輸送に関する協定」を，福岡県石油商業組合等2社と「災害時等における自動車等の燃料の調達に関する協定」を，また，福岡県医薬品卸業協会等58社と「災害時における応急生活物資の供給に関する協定」等を締結し，災害時の物資の供給や輸送能力を確保する体制を整えている。

糸島市も，民間企業と災害時における物資の供給等に関する協定を結び，災害時の物資の供給能力を確保する体制を整えている。【乙286（123頁）】

(エ) 他の原子力事業者からの支援体制

被控訴人を含めた原子力事業者12社（北海道電力，東北電力，東京電力，中部電力，北陸電力，関西電力，中国電力，四国電力，九州電力，日本原子力発電，電源開発，日本原燃）は，「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」を締結し，放射線防護資機材等の物的な支援を行うとともに，環境放射線モニタリングや周辺地域の汚染検査等への人的及び物的な支援を行う体制を整備している。また，避難・一時移転等において放射線防護資機材等が不足する場合，原子力事業者は保有する資源（要員・資機材等）を最大限供給し支援する。

さらに被控訴人は，関西電力，北陸電力，中国電力及び四国電力との間において，「原子力事業における相互協力に関する協定書」を締結し，さらなる支援体制の充実を図っている【乙286（120頁）】。

(3) 住民への情報伝達

住民の避難，屋内退避，一時移転，安定ヨウ素剤の服用指示等の情報伝達が必要になった場合は，原子力災害対策本部等から，佐賀県，長崎県，福岡県及び関係市町にその内容を迅速に情報提供するが，国から地方自治体やオフサイトセンターへの連絡は，一般回線が通信不全の場合には，原子力災害対策用に整備されている TV 会議回線を含む専用通信回線を使用し，さらに専用通信回線が不全の場合は，衛星回線を使う連絡体制が確保されている。

関係市町から住民への情報伝達については，防災行政無線，CATV，緊急速報メールサービス，広報車等を活用して伝達する。PAZ 内の集合場所 28 か所に派遣される各市町の職員は，防災行政無線や衛星携帯電話等により各市町と連絡を取り合う。また，玄海町及び唐津市は，集合場所を拠点に，自主防災組織や消防団等と協力し，携帯端末や移動系防災行政無線等により各市町と避難者の状況や避難誘導體制等，地区単位のコミュニティ

を活用した情報共有を行う。観光客等一時滞在者に対しては、防災行政無線、CATV、緊急速報メールサービス、広報車等を活用し、警戒事態の段階で帰宅等の呼びかけを行う。【乙286（17～19頁，24頁）】

このように、住民への情報伝達が確実なものとなるよう、きめ細やかな情報伝達体制が整えられている。

なお、災害発生時に住民からの問合せに対応するため、地方自治体は相談窓口を設置する。国も住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口を設置するとともに、地方自治体の問合せ対応を支援する。被控訴人においても、原子力災害発生時に直ちに相談窓口を設置し、住民からの問合せに対応することとしている。【乙286（21頁）】

(4) 避難経路と輸送能力の確保

避難経路については、円滑な避難のため可能な範囲で地域ごとに分散した経路とし、住民が覚えやすく、実行しやすい避難誘導計画となるよう、基本となる単一の避難経路をあらかじめ設定している。自然災害等によりあらかじめ定められた経路が使用できない場合は、各道路管理者と協力し、速やかに代替避難経路を確保し、あらかじめ定められた避難計画にかかわらず代替となる安全な避難経路で避難することとしている（道路が使用不能の場合については、「(11) 複合災害時における対応」でも後述する）。

施設敷地緊急事態となった場合には、PAZ内の要配慮者等の施設敷地緊急事態要避難者（医療機関の入院患者、社会福祉施設の入居者等）が避難の対象となり、所定の避難先へ避難を開始する。PAZ内の医療機関及び社会福祉施設については、あらかじめ避難先の施設が確保されており、PAZ内の在宅の避難行動要支援者は、避難所へ避難し、必要に応じて近隣の福祉避難所へ移動する（PAZ内の要配慮者等の避難については、「(5) ア 避難行動要支援者への対応」でも後述する）。

さらに事態が進展して全面緊急事態となった場合には、PAZ内の住民が

避難の対象となり、所定の避難先へ避難を開始する。PAZ内の住民のうち、自家用車で避難できる者は所定の30km圏外の避難所（佐賀県小城市、白石町、江北町の計19施設）に避難するが、自家用車で避難所への移動が困難な者は、所定の集合場所（玄海町、唐津市の計28か所）へ徒歩等で集まり、そこから佐賀県、玄海町、唐津市が手配した車両で避難所へ移動する。

住民を輸送する際に必要となる輸送能力については、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の各段階で必要となる車両を確保している。

施設敷地緊急事態となった場合、必要となる想定台数（バス 64 台、福祉車両 24 台）を、玄海町、社会福祉施設、被控訴人等が配備する車両のほか、前述した佐賀県と一般社団法人佐賀県バス・タクシー協会の間の協定に基づく車両によって確保する。

さらに事態が進展して、全面緊急事態となった場合には、自家用車で避難できる者は自家用車で避難所へ避難するが、自家用車による避難が困難な者については、あらかじめアンケート調査で人数が把握されており、全面緊急事態が発生した時に必要となる想定台数（玄海町バス 11 台、唐津市バス 13 台）を前述の協定に基づき確保する。また、同協会の協力により、更に余裕を持った車両台数と運転手を確保する。【乙 286 (25～37 頁, 41～52 頁)】

(5) 避難行動要支援者・児童等への対応

ア 避難行動要支援者への対応

施設敷地緊急事態になった場合、PAZ内の要配慮者等の施設敷地緊急事態要避難者は、30km圏外への避難を実施する。

PAZ内の医療機関（1施設）及び社会福祉施設（7施設）については、全ての施設で避難計画が策定され、避難先となる災害拠点病院（7施設）と避難先施設（特別養護老人ホーム 8 施設と避難所 5 施設）が確保されている。なんらかの事情であらかじめ定められた避難先施設が活用でき

ない場合には佐賀県が受け入れ先を調整する。

PAZ内の在宅の避難行動要支援者については、避難所（計19施設）へ避難し、必要に応じて近隣の福祉避難所（124施設）へ移動する。玄海町及び唐津市は、支援者の有無をあらかじめ把握しており、支援者がいない場合においては、行政職員、自治会、消防団員等が支援して避難することとしている。

UPZ内の医療機関（佐賀県56施設、長崎県21施設、福岡県2施設）及び社会福祉施設等（佐賀県230施設、長崎県67施設、福岡県6施設）については、全ての施設で避難計画が策定されており、一時移転等が必要になった場合は、それらの避難計画に基づき一時移転等を実施する。UPZ内の医療機関や社会福祉施設等には、あらかじめ避難先施設（医療機関は、佐賀県282施設、長崎県358施設、福岡県25施設、社会福祉施設等は、佐賀県288施設、長崎県73施設、福岡県37施設）が確保されている。なんらかの事情であらかじめ定められた避難先施設が活用できない場合は、佐賀県、長崎県又は福岡県が受け入れ先を調整する。

UPZ内の在宅の避難行動要支援者については、一時移転等が必要となった場合は関係市町が準備した避難先（佐賀県、長崎県、福岡県内で合計708施設）に一時移転等を行い、必要に応じて福祉避難所（佐賀県124施設、長崎県428施設、福岡県132施設）へ移動する。同居者や支援者に対して屋内退避や一時移転の連絡が取れない場合は、関係市町職員や消防団員等が屋内退避や一時移転の協力を実施する。【乙286（27～29頁、61頁、65～71頁）】

イ 児童等への対応

PAZ内の小中学校（2施設）及び保育所（3施設）については、全ての施設で避難計画が策定され、あらかじめ避難先施設（5施設）が確保されている。警戒事態になった時点で小中学校及び保育所は授業等を中止し、児童等を保護者へ引き渡すが、引き渡しができない児童等は教職

員等とともに佐賀県が手配したバス等で避難先施設へ移動し、避難先施設において保護者へ引き渡す。

UPZ内の学校・保育所等（佐賀県189施設，長崎県86施設，福岡県14施設）については，警戒事態となった時点で生徒・児童等の帰宅もしくは保護者への引き渡しを開始する。引き渡しができなかった生徒・児童等は，全面緊急事態に至った場合には屋内退避を実施し，一時移転等の指示が出た場合は避難先において保護者へ引き渡す。学校・保育所等は，生徒・児童等の帰宅状況や屋内退避状況について，随時災害対策本部と連携を図る。【乙286（26頁，64頁）】

(6) 離島における対応

玄海地域では，UPZ内に20の離島（架橋された離島を含む）が存在する。離島において一時移転等の実施が必要となった場合，海路（架橋された離島や島内への一時移転等が可能な場合は陸路）で島外へ移動するが，悪天候等により島外避難ができない場合は，避難の準備が整うまでの間，屋内退避を継続する。このため，陸路で避難できない離島については，屋内退避施設として，対象となる住民を収容する放射線防護対策施設を整備している。また，島外への避難が困難な場合には，地方自治体の要請により，巡視船艇やヘリコプターによる避難等，実動組織（警察，消防，海上保安庁，自衛隊）の各種支援が実施される。

離島における住民への情報伝達は，防災行政無線のほか，自主防災組織連絡網，消防団による広報巡回，ホームページ等を活用するとともに，離島周辺の船舶には，関係市における漁業無線等の業務用移動通信等を活用し，情報を伝達する。

離島での屋内退避に必要な生活物資等は，各島の小学校や屋内退避施設等に備蓄しており，不足する場合は，海路，空路，陸路により必要な生活物資を供給する。【乙286（86～110頁，161～162頁）】

(7) 避難を円滑に行うための対応策

ア 避難時の交通対策

PAZ及びUPZ内の住民の車両による避難を円滑に行うため、道路渋滞の把握、交通誘導、広報、交通規制等の交通対策を行う。具体的には、ヘリコプターからの映像をリアルタイムに伝送するシステム等により道路渋滞を把握し、主要交差点等では市町職員、警察官等が交通整理することによって、円滑な避難誘導を行う。交通状況を住民へ周知するために、日本道路交通情報センター道路情報板、避難誘導・交通規制用自動制御板等を活用して交通情報の広報を行うとともに、混雑エリアにおいては、交通誘導や規制、信号機操作等を行い、円滑な交通の流れを確保する。【乙286（53頁）】

イ 事前の広報

避難経路や避難所を住民へ事前に周知しておくために、玄海町は、玄海町全戸に避難経路図や避難所写真を掲載したパンフレットを配布している。唐津市は、集合場所や避難ルートを検索できる原子力災害対応避難ルートマップをホームページ上で公開し、唐津市全戸に原子力防災の避難に係るパンフレットを配布している。佐賀県は、佐賀県内の避難元市町及び避難先市町全戸に、原子力災害に関する基礎知識や原子力災害発生時にとるべき行動などについてまとめた原子力防災の手引きを配布している。【乙286（54頁）】

(8) 物資の備蓄・供給

災害時に備え、佐賀県、長崎県、福岡県及び関係市町は、食料、飲料水、簡易トイレ、毛布、常備薬、炊き出し用具等の物資を備蓄しており、不足が生じる場合は、その他県内市町村が備蓄した生活物資等を県が調整し、配布する体制を整備している。また、「(2)イ(ウ) 民間事業者からの支援体制」で述べたとおり、佐賀県、長崎県、福岡県及び関係市町は民間業者と

災害時における物資の供給に関する協定を締結し、生活物資等の供給体制を整えている。

万が一地方自治体の備蓄物資が不足する場合は、地方自治体は原子力災害対策本部に物資調達の一請を行い、原子力災害対策本部は物資関係省庁（総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省）に伝達して関係業界団体等に調達を要請し、現地への物資搬送を行う。また、燃料についても、地方自治体の備蓄燃料が不足する場合は、地方自治体は原子力災害対策本部に燃料調達の要請を出し、原子力災害対策本部は経済産業省に伝達し、製油所等から現地へ燃料の搬送を行う。【乙 286（121～131頁）】

(9) 緊急時モニタリング

UPZ 内の住民の避難や一時移転は、緊急時モニタリングにより放射線量率等の測定を実施し、放射線量率が高い区域を特定した上で実施される。このため施設敷地緊急事態が発生した場合には、緊急時モニタリングセンターが設置され、緊急時モニタリングの対応がなされる。

本件原子力発電所の周辺には、人口分布等を考慮して緊急時モニタリング地点 89 地点（佐賀県 58 地点、長崎県 22 地点、福岡県 9 地点）が設定されており、避難等の実施判断に係る放射線量率等の連続測定が実施され、モニタリングポスト及び電子線量計で、発電所周辺地域の放射線量率等を測定するとともに、大気モニタやヨウ素サンプラで放射性物質濃度を測定する。また、万が一モニタリングポスト等が使えなくなった場合に使用する可搬型モニタリングポストや、放射線量の測定装置等を搭載したモニタリングカー等を配備し、緊急時の放射線量率等の測定に備えている。緊急時モニタリングの結果は、放射線モニタリング情報共有・公表システムにより集約・情報共有され、避難や一時移転等の検討に活用するとともに原子力規制委員会ホームページにも公表される。

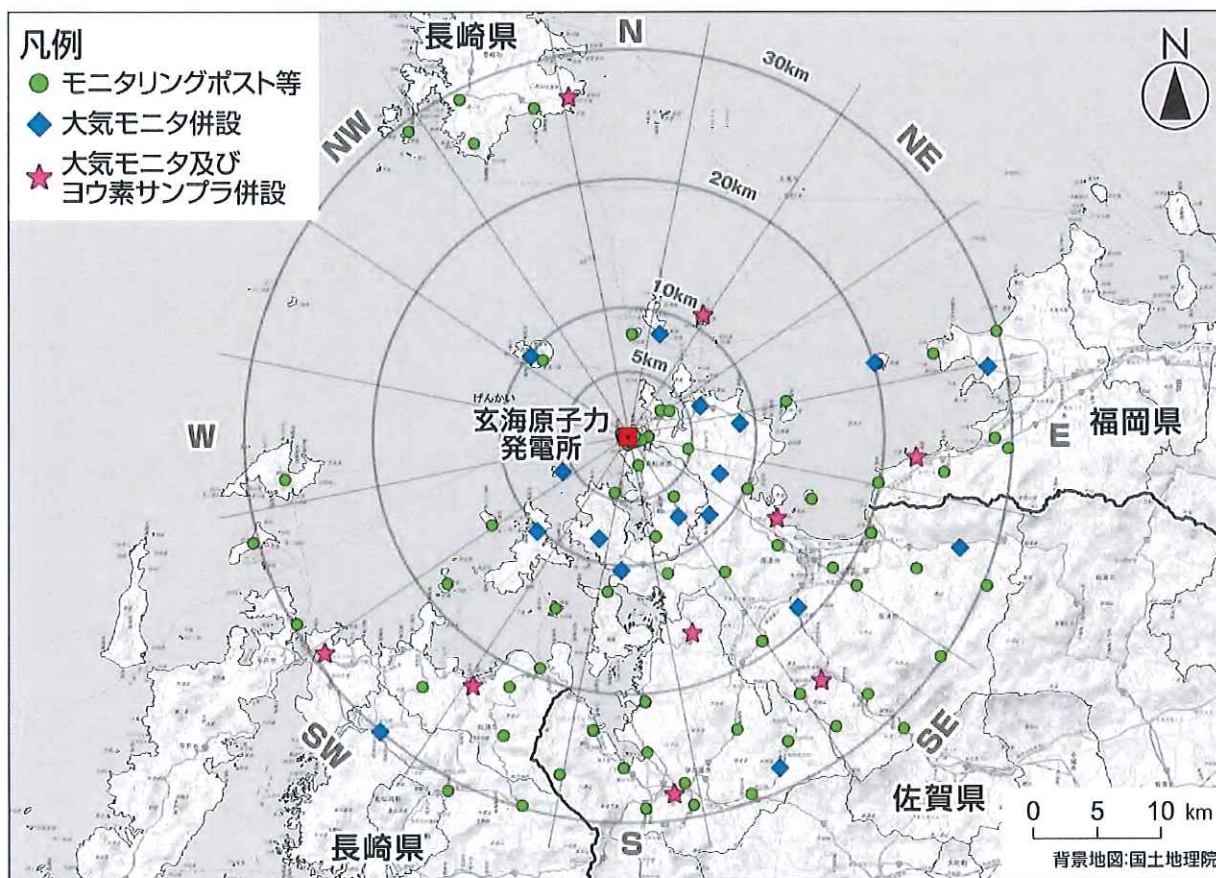


図4 モニタリングポスト等の配置【乙286(134頁)】

被控訴人においても、モニタリングステーション等（計3台）で放射線量等の測定を行うほか、モニタリングステーションが使えなくなった場合に使用する可搬型モニタリングポスト（3台）やモニタリングカー等を配備している（図5参照）。施設敷地緊急事態が発生した場合には、放射性物質が放出される方角を把握するため、可搬型エリアモニタを原子炉格納施設を囲む8方位（8台）に設置して放射線量率を測定する。また、緊急時モニタリングセンターに人員を派遣し、必要な協力を行う。【乙286(133～142頁)】



図5 緊急時モニタリングのための機器等【乙286(142頁)】

(10) 原子力災害時の医療等

ア 安定ヨウ素剤

安定ヨウ素剤の事前配布については、安定ヨウ素剤の効能や服用時期など事前配布に際し知っておくべき事項について住民説明会を開催し、同時に安定ヨウ素剤の事前配布を実施しており、今後も継続して説明会と事前配布を行うこととしている。

避難住民等に対する緊急配布に備え、安定ヨウ素剤備蓄場所（佐賀県70か所、長崎県97か所、福岡県5か所）に安定ヨウ素剤の丸剤（佐賀県約1,144,000丸、長崎県約379,000丸、福岡県約152,000丸）、粉末剤（佐賀県約3,800グラム、長崎県約2,050グラム、福岡県約250グラム）及び乳幼児用等のゼリー剤（佐賀県20,660包、長崎県6,360包、福岡県1,140包）を備蓄している。緊急配布が必要となった場合には、集合場所や避難経路上の緊急配布場所や公民館、避難退域時検査場所等（佐賀県77か所、長崎県89か所、福岡県44か所）において対象住民等に緊急配布する。

なお、万が一UPZ内において安定ヨウ素剤が不足した場合に備え、国は全国を5つのブロックに分けて5か所の安定ヨウ素剤集積所に安定ヨ

ウ素剤（丸剤200万丸，乳幼児用等ゼリー剤15万包）を備蓄しており，九州ブロックの安定ヨウ素剤集積所から緊急配布所へは，24時間以内に輸送完了する体制を整えている【乙286（144～148頁）】。

安定ヨウ素剤服用の住民への指示については，「(3) 住民への情報伝達」でも述べたとおり，防災行政無線，CATV，緊急速報メールサービス，広報車等を活用するとともに，自主防災組織や消防団等の地区単位のコミュニティを活用した住民への情報伝達を行う【乙286（18，24頁）】。

イ 避難退域時検査

避難する住民を対象に避難退域時検査を実施し，基準を超える場合は簡易除染を行う。避難退域時検査場所については，UPZ内人口や避難経路等を考慮し，避難経路上に候補地（佐賀県12か所，長崎県10か所，福岡県42か所）をあらかじめ準備している。避難退域時検査場所は，佐賀県，長崎県，福岡県及び原子力事業者が，国，関係地方自治体，関係機関の協力のもと運営するが，被控訴人を含む原子力事業者は，備蓄資機材（サーベイメータ360台，個人線量計1,000個，全面マスク1,000個，タイベックスーツ30,000着等）を活用し，検査・除染要員として950人程度の要員を動員する。さらに，避難退域時検査の実施にあたっては，指定公共機関（国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構）は，国及び関係地方自治体からの要請に基づき，検査指導や助言等，要員及び資機材による支援を実施する。【乙286（120頁，149～155頁）】

(11) 複合災害時における対応

ア 道路が通行不能となった場合

避難計画であらかじめ設定されている避難経路が自然災害等で使用できない場合には代替経路を設定するとともに，道路管理者等は復旧作業を実施する。災害発生時は，各管理道路のパトロールを実施し，被害の

状況を把握するとともに、道路の被害状況を踏まえ、応急復旧工事を実施する。さらに、道路が通行不能になった場合等は、佐賀県、長崎県、福岡県及び関係市町からの要請を踏まえ、原子力災害対策本部の調整により、必要に応じ全国の実動組織（警察、消防、海上保安庁、自衛隊）による各種支援を実施する。【乙286（37，161頁）】

イ 家屋倒壊等により屋内退避が困難になった場合

地震による家屋の倒壊等により、屋内退避が困難な場合には、市町にて開設する近隣の指定避難所等への避難を実施する。屋内退避指示が出ている中で余震が発生し、指定避難所等に被害が出て屋内退避の継続が困難な場合には、人命の安全確保の観点から、地震に対する避難行動を最優先することとし、市町にて開設するUPZ内の別の指定避難所等やあらかじめ定められているUPZ外の避難先へ速やかに避難を行う。屋内退避指示中に避難を実施する際は、国及び佐賀県等は避難経路や避難手段のほか、原子力発電所の状況や緊急時モニタリングの結果、気象情報等の情報共有や緊急時の対策についての確認・調整を行う。【乙286（83頁）】

ウ 避難先が被災した場合

自然災害等によりPAZ内住民の避難先施設が使用できなくなった場合は、UPZ外の佐賀県内避難先施設（計497施設）を候補として、佐賀県及び県内の市町が調整のうえ、避難先を決定する。佐賀県内において避難先が確保できない場合には、国、全国知事会、災害時応援協定を締結している九州・山口各県等と調整を行い、避難先を確保する【乙286（55頁）】。

2 緊急時対応の改善・充実に向けた取り組み

(1) 緊急時対応の策定と改定

「玄海地域の緊急時対応」は、平成28年11月22日に開催された玄海地域原子力防災協議会において取りまとめ・確認が行われ、同年12月9日に内

閣総理大臣を議長とする原子力防災会議において「玄海地域の緊急時対応は具体的かつ合理的である」との確認結果が了承された【乙287(5頁)】。原子力災害対策指針では、「そもそも防災とは、新たに得られた知見や把握できた実態等を踏まえ、実効性を向上すべく不断の見直しを行うべきものである」とされ、「玄海地域の緊急時対応」の策定後も、新たな知見の反映や訓練による検証等を積み重ねながらより一層の具体化・充実化が図られ、これまでに2回の改定がなされている。

以下に、「玄海地域の緊急時対応」の改定状況を述べる。

ア 平成31年1月における改定

「玄海地域の緊急時対応」が平成28年11月22日にとりまとめられた後、その実効性の検証等を目的として、平成29年9月3日、4日に国の原子力総合防災訓練が実施された。その訓練における教訓等を踏まえて、緊急時対応のより一層の具体化・充実化を図るため、平成31年1月9日に「玄海地域の緊急時対応」の1回目の改定がなされた。【乙288】

改定の主な内容は以下のとおりである。

(ア) 施設敷地緊急事態で避難する際のバス順路の明確化

PAZ内の在宅の避難行動要支援者等が施設敷地緊急事態で避難する際にバスが集合場所を巡回する道順を明確化した。

(イ) 緊急搬送時の経由地となる空港の複数箇所の明確化

国の要員や資機材を現地へ搬送するにあたりあらかじめ使用する可能性のある複数の空港等を明確にし、緊急時には輸送手段・経路を調整した上で搬送することとした。

(ウ) 家屋の倒壊等により屋内退避が困難な場合の対応策の具体化

余震の発生で家屋が倒壊するなどして、屋内退避の継続が困難な場合には、人命の安全確保の観点から、UPZ内の別の指定緊急避難場所等やあらかじめ定められているUPZ外への避難先の避難を行うこととした。

(エ) 避難状況把握・渋滞緩和対策の強化

ヘリによる映像伝送を活用して渋滞・避難状況の把握を行うとともに、映像伝送により得られた情報を活用した避難誘導・交通規制を行うこととした。

(オ) 観光客等一時滞在者への対応の明確化

観光客等一時滞在者への情報伝達体制と避難行動を明確化した。

(カ) 原子力災害時における医療体制の強化

原子力災害拠点病院, 原子力災害医療協力機関の指定等により医療体制を強化した。

(キ) 安定ヨウ素剤の配備等の充実化

乳幼児向けゼリー状安定ヨウ素剤の備蓄・配布や国による安定ヨウ素剤の備蓄など安定ヨウ素剤の配備等を充実化した。

イ 令和3年7月における改定

今般の新型コロナウイルスのような感染症の流行下において万が一原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から国民の生命・健康を守ることを最優先することが求められる。このような状況を受け、感染症等の流行下における各種防護措置の具体化を図るため、令和3年7月20日に「玄海地域の緊急時対応」の2回目の改定がなされた。

感染症の流行下において原子力災害が発生した場合には、避難等の各種防護措置と感染防止対策とを可能な限り両立させるが、災害時には差し迫った危機から命を守ることが最優先であり、その避難に猶予がなく身体・生命に危機が迫った場合は、感染症の流行下にあっても躊躇なく避難を行うこととした。【乙289】

具体的な改定内容は以下のとおりである。

(ア) 避難車両, 避難所などにおける感染拡大防止

避難または一時移転を行う場合は、感染者とそれ以外の者との分離,

人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。また、原子力災害の発生状況、感染拡大の状況、避難車両や避難所等の確保状況などその時々状況に応じて、車両や避難所を分ける又は同じ車両や避難所内で距離や離隔を保つなど柔軟に対応する。

(1) 屋内退避時の感染拡大防止

自宅等で屋内退避を行う場合には、放射性物質による被ばくを避けることを優先して屋内退避を実施し、換気については屋内退避の指示が出されている間は原則行わない。また、自然災害により指定避難所等で屋内退避をする場合には、密集を避け、極力分散して退避することとし、これが困難な場合には、市町が開設する近隣の別の指定避難所等やあらかじめ定められているUPZ外の避難先へ避難する。

このように、玄海地域の緊急時対応については、原子力防災訓練により明らかになった課題や新たな知見について、国、地方自治体などの関係機関による議論が重ねられた上で、改善に向けた取り組みが行われている。

(2) 防災訓練

防災訓練は、防災対策の充実強化のための重要な手段であり、防災訓練を通じて、防災計画、施設・設備・機器の機能、対策の準備状況、対応者の判断能力等の全体的な実効性が確認され、防災体制の改善が図られている。

ア 原子力総合防災訓練

原災法13条に基づき国が主体となって実施する原子力総合防災訓練は、原子力災害発生時の対応体制を検証することを目的として、国、地方自治体、原子力事業者等が合同で実施する訓練であり、国が原子力総合防災訓練計画に対象地域、発電所を定め、毎年実施されている。本件発電

所を対象とした訓練は、「2(1)ア 平成31年1月における改定」で述べたとおり「玄海地域の緊急時対応」の実効性の検証も兼ね、平成29年9月に実施された（なお、この防災訓練で得られた教訓は、平成31年の玄海地域の緊急時対応の改定に反映されている。）。【乙290（1頁）】

イ 佐賀県、長崎県及び福岡県が実施する防災訓練

佐賀県、長崎県及び福岡県は、各県の地域防災計画（原子力災害対策編）に基づき、原子力防災訓練を実施している。

令和2年11月7日に実施された原子力防災訓練は、佐賀県、長崎県、福岡県等が合同で実施し、国、関係地方自治体、消防、警察、自衛隊、海上保安庁、福祉施設等及び一般住民が参加した。被控訴人も、要員の派遣、資機材の貸与等を行い、訓練に参加した。佐賀県の報告書によると、福祉施設等62機関と一般住民約3万人が参加し、玄海町、唐津市及び伊万里市の一部住民の30km圏外への避難をはじめとして、30km圏内の住民の屋内退避訓練、国・オフサイトセンター（唐津市）及び関係地方自治体をつないだテレビ会議、海上保安庁船舶による感染症患者搬送訓練、緊急時通報連絡・情報伝達訓練、緊急時モニタリング訓練などを実施した。【乙291（3～6頁）】

ウ 原子力事業者が実施する防災訓練

被控訴人は、「第3 2 原子力災害予防対策の実施」で述べたとおり、原子力防災の機能を有効に発揮できるようにするため、原子力防災訓練を1年に1回以上実施している。原子力防災訓練では、事故収束のための現場での実動訓練等のほか、原子力規制委員会等の社外関係機関との情報共有や通報連絡に係る訓練を実施しており、住民への情報伝達が迅速なものとなるよう、原子力事業者から国や地方自治体等関係機関への通報連絡が確実になされることを確認している。なお、原子力防災訓練の結果は、原子力規制委員会に報告するとともに同委員会の評価・確認を受けている。【乙292】

3 避難計画の充実に向けた被控訴人の取り組み

被控訴人は、避難計画のより一層の充実に向けて、福祉車両の配備や生活物資の支援、避難退城時検査要員の派遣など様々な取り組みを行っている。

以下、避難計画の充実に向けた被控訴人の取り組み状況を示す。

(1) 避難行動要支援者のための福祉車両配備

施設敷地緊急事態発生時に避難が必要となるPAZ内の在宅の避難行動要支援者の避難手段について、福祉車両及び運転手は被控訴人においても確保することとし、近隣事業所等に福祉車両17台以上を社有車として配備している。【乙286（31頁，33頁，100頁）】

(2) オフサイトセンターの燃料補給

現地の対策拠点施設である佐賀県オフサイトセンター（唐津市）と、これが使用できない場合に代替する施設（佐賀県庁及び長崎県庁）には、非常用電源として自家用発電機が設置されているが、これらの発電機の燃料が不足する場合には被控訴人が継続して燃料の補給を実施する。【乙286（16頁）】

(3) 生活物資の支援

佐賀県，長崎県，福岡県及び関係市町が備蓄する生活物資が不足する場合に備え，被控訴人は，4,700名の3日分を賄う食料品，飲料水及び毛布を各県の事業所等に分散備蓄しており，各県から要請があった場合には迅速に供給することとしている。【乙286（128頁）】

(4) 避難退城時検査の実施と要員派遣

被控訴人は，佐賀県，長崎県，福岡県とともに，国，関係地方自治体，

関係機関の協力のもと避難退域時検査を実施する。避難退域時検査の実施にあたって、被控訴人を含む原子力事業者は、備蓄資機材（サーベイメータ360台、個人線量計1,000個、全面マスク1,000個、タイベックスーツ30,000着等）を活用し、検査・除染要員として950人程度の要員を動員する。なお、必要な資機材と要員については、「1(2)イ(エ) 他の原子力事業者からの支援体制」で述べたとおり、被控訴人を含めた原子力事業者12社が締結した「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」に基づき確保する。【乙286（120頁，152頁，155頁）】

(5) 緊急時モニタリングの実施と要員派遣

緊急時モニタリングについては、「1(9) 緊急時モニタリング」でも述べたとおり、被控訴人は、モニタリングステーション等（計3台）で放射線量等の測定を行うほか、万が一モニタリングステーションが使えなくなった場合に使用する可搬型モニタリングポスト（3台）やモニタリングカー等を配備して各種測定を実施する体制を整えている。また、緊急時モニタリングセンターに要員を派遣し、必要な協力を行う。【乙286（142頁）】

(6) 地方自治体への支援体制強化の取組み

被控訴人は、地方自治体の避難計画に対する支援体制の強化を自主的に行うこととし、平成28年以降、佐賀県、長崎県及び福岡県に対して以下の支援を実施している。

- ・ PAZ 内住民が避難道路へアクセスするための道路等の改善、街路灯の設置等を実施している。【乙 293（22 頁）】
- ・ PAZ 内の山間部の高齢者の避難支援について、体制を整備した。【乙 293（22 頁）】
- ・ UPZ 内の地方自治体に対し、原子力災害時における要支援者等の避難支援のために福祉車両 44 台を追加配備（譲渡）した。【乙 294】

第5 まとめ

以上のとおり、被控訴人は、万が一原子力災害が発生した場合、原子力災害の拡大防止及びその復旧等の原子力事業者の責務を果たすために、本件原子力発電所において、原災法に基づき玄海原子力発電所原子力事業者防災業務計画を策定し、実効性のある原子力災害対策の構築を図っている。

玄海地域の緊急時対応においては、段階的避難の考え方を前提に、住民が取るべき行動や避難先等を明確に定めており、不測の事態においても状況に応じて臨機に対応できる体制が整えられる等、十分実効性があるものとなっている。さらに原子力災害対策指針等に照らして具体的かつ合理的であることが、原子力防災会議において了承されている。

もっとも、安全や防災の追及は不断に行うべきものであり、玄海地域の緊急時対応の策定以降も、原子力防災訓練の実施や地域防災計画の見直しなど避難計画の一層の充実に向けた取り組みが行われている。

被控訴人は、今後も玄海地域の緊急時対応の実効性の向上に寄与すべく、取り組み内容の一層の改善、充実に努める所存である。

以上